

ハラスメント等防止のために学生が認識すべき事項

1 ハラスメント等を行わないために学生が認識すべき事項

1) 意識の重要性

ハラスメント問題を起こさないように、学生は他の学生や教職員と接するに当たり、次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- (1) お互いの人格を尊重し合う意識を持つこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- (3) 相手を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
- (4) 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

2) 基本的な心構え

学生はハラスメント等に関する次の事項について十分認識しなければならない。

- (1) 性に関する言動の受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、ハラスメント等に当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。

- ①親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ②不快に感じるかどうかには個人差があること。
- ③この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- ④相手との良好な人間関係ができていても勝手な思い込みをしないこと。

- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっている場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) ハラスメント等であるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

*ハラスメント等を受けたものが、上級生や部活の先輩等との人間関係を考えて拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

- (4) 学内におけるハラスメント等にだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、学内での人間関係がそのまま持続する部活の歓迎会、コンパ等の場におけるハラスメント等行為に注意しなければならない。

3) ハラスメント等の種類

(1) セクシュアルハラスメント

性的な内容に関する発言や行動により、相手に不快感を与えること。たとえ相手に好意があったとしても加害者になり得る。

具体的には、性的な魅力を指摘する、卑猥な言葉を話す、相手の了解を得ずに体に触るなど相手に対する直接的なものに限らず、ポスターを掲示する、動画を無理やり見せるなどがある。

また、性別による差別的な発言（ジェンダーハラスメント）も含む。

(2) パワーハラスメント

地位や権限又は年齢、経験などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動を行い、精神的・身体的苦痛を与え、あるいは修学環境を悪化させること。学生間では部活動の中で起こる可能性が高い。先輩と後輩の関係、顧問と部員の関係、レギュラー選手と控え選手の関係、入部や退部の問題で起こりやすいという特徴がある。

(3) アカデミックハラスメント

教育・研究上の権力を濫用し、他の構成員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に、修学・教育・研究ないし職務遂行上の不利益を与えることや、その修学・教育・研究ないし職務遂行上に差し支えるような精神的・身体的損害を与えること。

例えば、授業を受けさせない、学生のプライバシーを暴露する、特定の学生に不要な作業を命ずる、不公平な評価をする、指導・指示に従わないと授業単位をやらないと発言する、といったものがある。

(4) モラルハラスメント

言葉や態度などいわゆる「見えない暴力」によって支配下に置いたり、精神的に追い詰めたりする行為を指す。言葉や態度、身振りや文書などによって、相手の人格的尊厳を傷つけたり、修学・研究や仕事の環境を悪化させたりすることをいう。

上下関係にある場合のみならず、対等であるべき友人の間柄でも起こり得るものであり、また、教員や上級生であっても被害者となり得る。

(5) アルコールハラスメント

20歳未満の者に対して年齢を確認しないあるいは確認したにもかかわらず飲酒を勧めたり強要したりする、アルコールが苦手な人に対して飲酒を強要する、強要を応援するようにはやし立てる、強要する場面を止めずに見て見ぬ振りをする、飲酒を断りにくい環境を設定するといった行為。

(6) マタニティハラスメント

妊娠・出産、育児等に関する不適切な言動、または妊娠・出産・育児休業等の制度・措置の利用を理由として、修学環境、教育研究環境または学生生活環境を阻害すること。

(7) 性暴力

同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害である。人は自分の心と体を尊重される権利を持っており、性暴力はその権利を著しく侵害するものであることを認識しなければならない。

具体的には、同意のない状態でのボディタッチ、キス、性交等やアルコール、レイプドラッグ等の薬物を使用した性暴力、SNS等を通じた性被害、痴漢等があり、性暴力は刑法上の処罰の対象となり得る。

4) 懲戒処分

ハラスメント等の動態等によっては本学の学生としての本分にもとる行為等に該当して、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。とりわけ性暴力に関しては、退学を含めた厳しい懲戒処分が課されることがある。

2 適正な学習環境を確保するために認識すべき事項

ハラスメントにより学習環境が害される事を防ぐため、教職員及び学生は次の事項について積極的に意を用いるように努めなければならない。

- 1) ハラスメントについて被害を訴えた学生をいわゆるトラブルメーカーと見なしたり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片付けないこと。
- 2) ハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとる必要がある。
 - (1) ハラスメントが見受けられる場合は、そうした言動をとった者への注意を促すこと。
 - (2) 被害を受けていることを見聞きした場合は、声をかけて相談にのること。

*被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害者を深刻にしないように、気がついたこ

とがあれば声をかけて気軽に相談に乗ることが大切である。

- (3) 学内においてハラスメントがあった場合には、第三者として、気持ちよく学習ができる環境づくりをするために、アドバイザー教員等の教職員に相談することをためらわないこと。

3 ハラスメントに起因する問題が生じた場合において学生に望まれる事項

1) 基本的な心構え

- (1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。

ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。

- (2) ハラスメント防止に対する行動をためらわないこと。

「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者を作らない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題でなく、学習するための適正な環境の形成が重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められる。

2) ハラスメントの被害を受けたと思うときに望まれる対応

学生は、ハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望まれる。

- (1) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示すること。

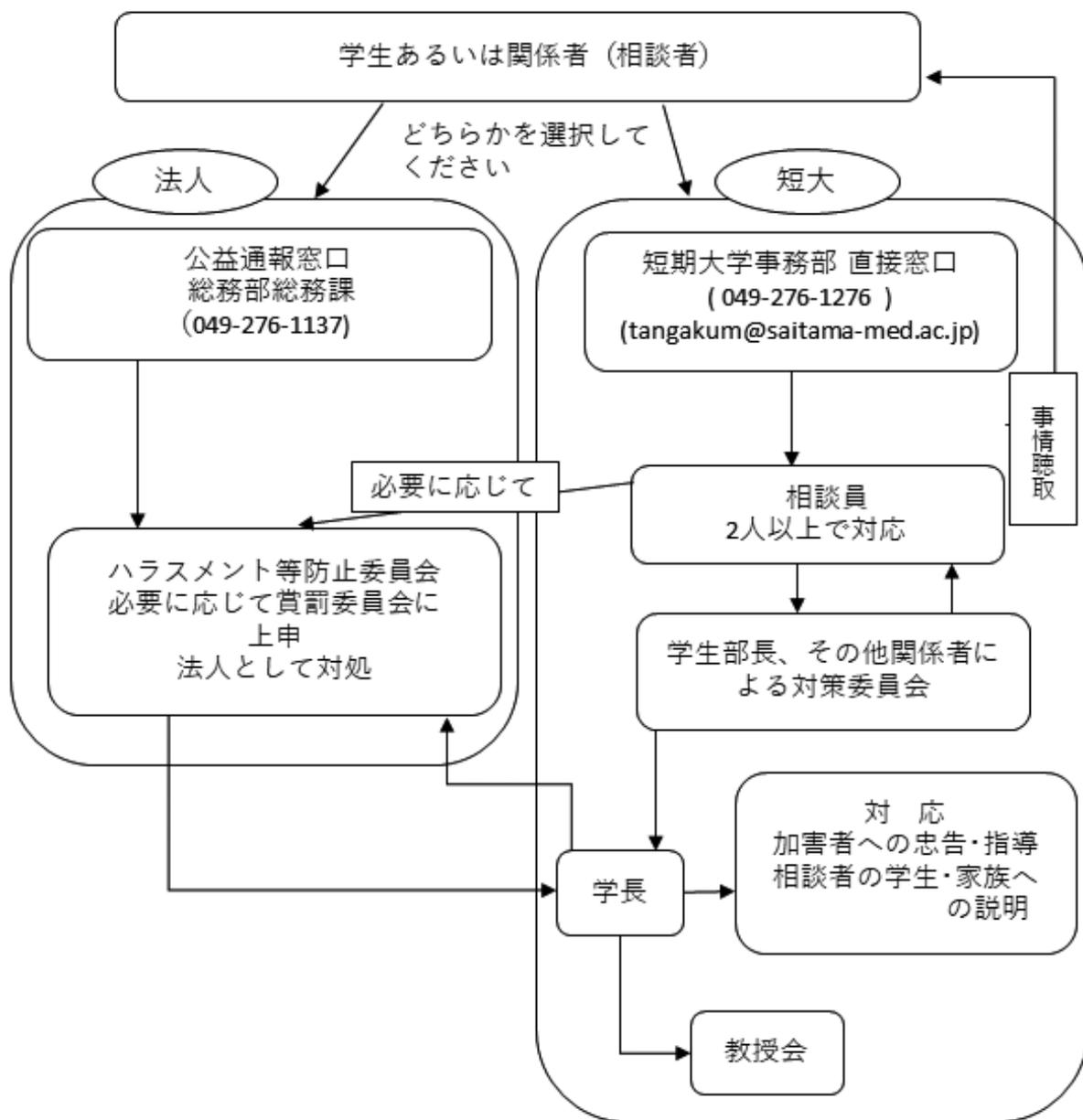
ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること。すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。

- (2) 信頼できる人に相談すること。

まず、同級生や友人、アドバイザー教員や事務部職員等の身近な信頼できる人に相談することが大切である。そこで解決することが困難な場合には、「相談員」に相談する。また、上記の身近な人達を介して相談員に対応を求めてもよい。

なお、相談員に相談するときは、ハラスメントが発生した日時、内容等について記録したり、第三者の証言を得ておくことが望ましい。

ハラスメント等の問題発生から事後処理までの流れ



いかなる場合でも、相談者のプライバシーには細心の注意を払います。
相談者から同意を得た上で情報共有します。
どこまで相談内容を伝えて良いかを、必ず事前に相談者と相談員とでよく話し合います。